

枚方市立渚西中学校

令和6年度

いじめ防止基本方針

◇ 目次 ◇

第1章 いじめ防止のための基本概念

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめの基本認識
4. 具体的ないじめの態様
5. いじめ防止のための組織体制と年間計画

第2章 未然防止のために

1. 互いに認め合い、支え合い、励まし合う集団づくり
2. 全ての生徒が参加できる授業づくり
3. 生徒会活動の充実

第3章 早期発見のために

1. 日常の観察
2. 相談の窓口
3. 生徒の実態把握
4. 保護者との情報共有

第4章 早期対応のために

1. 早期対応の基本的な流れ
2. 早期対応の詳細
3. 報告方法の詳細

第5章 重大事態への対処のために

1. 重大事態の定義
2. 重大事態の調査と報告

付録

- いじめ早期発見のためのチェックシート
- いじめ防止・解決のためのチェックシート
- いじめにかかわるチェックリスト
- 『いじめ』についてのアンケート
- 相談機関一覧

いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止のための基本概念

1. 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめは全ての生徒に対し、またどの学校においても起こりうる問題である。子どもの心身に、または生命にも深刻かつ重大な事態を生じさせるものである。そのため、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要がある。教育活動全般を通じて、いじめを生まない土壌づくりに取り組み、全ての生徒が豊かな学校生活を送ることができるように努めなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法より】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に対する調査」より】

3. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む必要である。いじめには様々な特質があるが、次のことはいじめ問題について教職員が持つべき基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4. 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

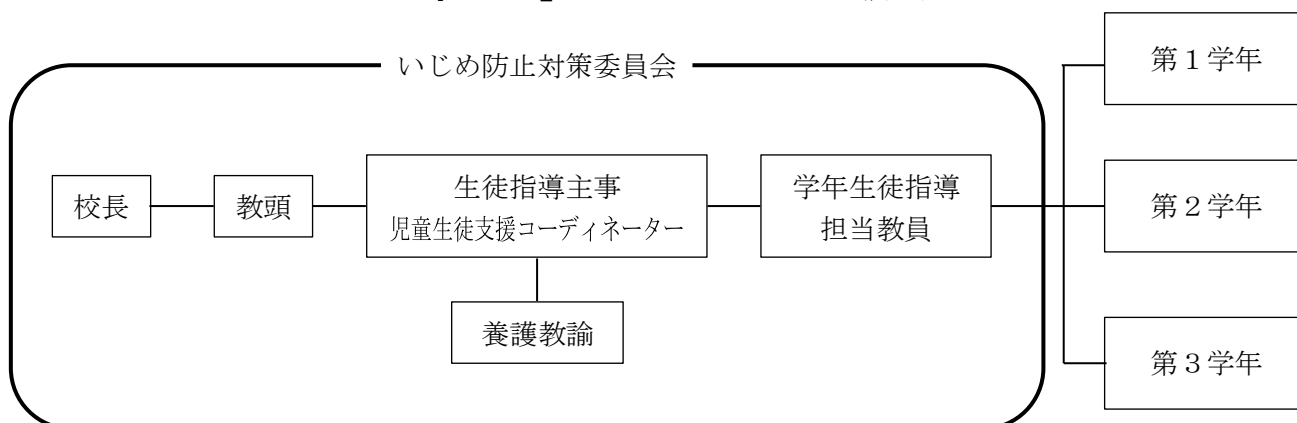
5. いじめ防止のための組織体制と年間計画

いじめ防止対策委員会

【構成員】 校長、教頭、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター
学年生徒指導担当教員、養護教諭
(アドバイザーとしてスクールカウンセラー、必要に応じて当該学年も入る)

【活動内容】 ・週一回の定例会を開き、情報交換やいじめ発生時の対策検討、未然防止、早期発見のための対策と立案を行う。
・『いじめ』についてのアンケートの立案、集約を行う。
・いじめの発生件数や態様を分析し、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、より効果的な取り組みにつながるよう学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
(PDC Aサイクルの実行を含む。)

【年間計画】 4月 いじめ防止対策委員会発足
個人懇談（希望制）
5月 『いじめ』についてのアンケート調査実施
6月 教育相談実施
10月 『いじめ』についてのアンケート調査実施
10月 教育相談実施
12月 個人懇談実施
2月 『いじめ』についてのアンケート調査実施



第2章 未然防止のために

1. 互いに認め合い、支え合い、励まし合う集団づくり

- (1) 自尊感情を高め、達成感のある学級活動や学校行事への取り組みを推進する。
- (2) 学校生活のあらゆる場面で他者と関わる機会をつくるように工夫し、それぞれの違いを認識させる。
- (3) 地域や保育所、小学校との関わりを進め、人とのつながりや他人から認められているという自己有用感を芽生えさせる。
- (4) 人権教育・道徳教育を充実させ、生命や人権を尊重する心を育てる。

2. 全ての生徒が参加できる授業づくり

- (1) 学習規律を定着させ、落ち着いた雰囲気の中で授業を行うことができるようにする。
- (2) 生徒が自ら興味を持って取り組むことができるような課題の工夫を行う。
- (3) 一人ひとりを大切にす個に応じた指導を充実させる。
- (4) 生徒の心に達する言葉かけを工夫する。

3. 生徒会活動の充実

- (1) 生徒が自ら課題に取り組む姿勢を育てる。
- (2) 校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進させる。

第3章 早期発見のために

1. 日常の観察

- (1) 全ての教職員が生徒の些細な変化に気づく力を高める。(いじめチェックシートの活用) ※別紙参照
- (2) 気づいたことを報告し合う習慣をつくる。(会議等を待たずに迅速な対応が大切である)
また、いじめかどうかの判断は個で行うのではなく、組織で行う。
- (3) 気づいたことを記録し、集約することができるようにしておく。

2. 相談の窓口

- (1) 教職員は生徒からいつでも気軽に相談を受けることができるように日常的に発信しておく。
- (2) 他の相談機関として、学校スクールカウンセラーや公的相談機関を紹介しておく。

3. 生徒の実態把握

- (1) 『いじめ』についてのアンケート調査(記述式)を実施する。潜在的にあるいじめの実態把握を目的とする。
- (2) 教育相談を実施する。生徒の言葉に耳を傾け、学習や友人関係、家族のことなど生徒が話しやすい環境をつくる。(特定の学級だけが行っているのではなく、相談週間を設け、何でも相談することができる雰囲気をつくる)

4. 保護者との情報の共有

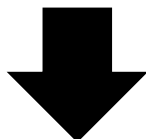
- (1) 互いに連絡を取り合いやすい関係づくりに日ごろから努める。
- (2) 保護者会や電話、家庭訪問など保護者が話しやすい方法・場所を考慮する。
- (3) 保護者にはわが子のことのみならず、本校生徒に関する情報提供を呼びかけておく。

第4章 早期対応のために

<いじめ早期対応の基本的な流れ>

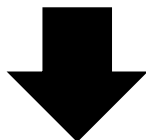
1. 被害生徒の思いを受け止める

生徒を絶対に守る意思を持つ



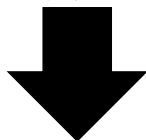
2. 報告・連絡・相談

担任が一人で抱え込まないようにする
※連絡方法については別記参照



3. 指導方針の立案・決定

いじめ対策委員会が中心となる



4. 事実関係の確認

情報収集と確認 指導を急がない



5. 保護者への連絡

直接会うことや複数対応を基本とする

いじめかどうかの判断は担任が行うのではなく
いじめ防止対策委員会が行う。

これらの指導がその日のうちに行われるのが理想である。
そして、次の日から本格的な指導が始まる。
加害生徒に過ちを気づかせ、被害生徒の安全な日常の回復、
周囲の生徒への指導と展開していく。
そのためにも初期対応をしっかりと行うことが大切である。

< 早期対応の詳細 >

1. 被害生徒の思いを受け止める … 安心感を与え、信頼感につなげる。
 - (1) 単なる生徒指導上の問題として安易な受け止めになってはならない。
 - (2) 生徒の不安やつらさをしっかり受け止めることから始まる。
 - (3) 「いじめられる方にも原因がある」という概念は一切排除し、いじめは重大な問題であり、「生徒を絶対を守る」という毅然とした態度で解決に臨む。
2. 報告・連絡・相談 … 一人で迷わず、まず報告する。※報告方法は別記参照
 - (1) 少しでも「おかしい」と判断したら、まず報告する。その報告は早ければ早いほど良い。また、会議などの改まった場を待つ必要はない。
 - (2) 学級担任が一人で抱える問題ではなく、学年・学校の課題として捉える。
3. 指導方針の立案・決定 … いじめ防止対策委員会が主となる。
 - (1) 聴き取りの段取り、被害生徒の保護、家庭連絡の時期などを決定する。
 - (2) 必要があれば、関係機関との連携も視野に入れる。
4. 事実関係の確認 … 聴き取りと指導を混同しない。
 - (1) 初期対応は迅速な事実確認と情報収集が必須である。指導はあとになって良い。
 - (2) 聴き取りは必ず記録をとり、時系列にまとめ、誰が見てもわかるようにする。
 - (3) 聴き取り内容は頻度、程度、関わっている生徒の人数、暴力行為の有無、金品の絡みなど。
 - (4) 緊急性の判断。学習権を尊重することを基本とするが、加害・被害どちらの生徒に対しても授業を抜いてでも聴き取る必要があるかどうか。
 - (5) 被害生徒に対しては、心情をしっかりと受け止め、訴えることでさらにいじめられるのではないかといった不安を取り除くことに留意する。「あなたを絶対を守る」という姿勢を示す。聴き取りに当たっては先を急がず、うまく説明できないことにも時間をかけ、じっくりと聴き取る。聴き取りは必ずしも学級担任である必要はない。
 - (6) 加害生徒に対しては先入観や決めつけで聴き取りを行わず、まずは言い分を聴く。複数の場合は口裏合わせの時間を与えないことも必要である。「ちょっと叩いただけ」や「冗談で言った」などの過少表現に対しては「叩いたんだね」「言ったんだね」と行為の事実確認をする。
5. 保護者への連絡 … 信頼関係づくりに努める。
 - (1) 保護者の不安に寄り添い、子どもを守る姿勢をはっきりと示す。また、学級担任だけが動いているのではなく、学校の問題として捉えていることを説明する。
 - (2) 保護者に直接会い、説明することが基本である。(担任だけでなく複数で臨む)
 - (3) 事実経過を報告するだけでなく、保護者の話もしっかりと受け止めて聴く。
 - (4) 今後の指導方針を説明する。また、これからも随時連絡を取ることを伝える。

<報告方法の詳細> … レベルにより以下の報告方法をとる

【いじめのレベル（校内設定）】

レベル1

- 何となく様子の気になる生徒がいる。
事例：からかわれる、遅刻、欠席、無気力化傾向、一人であることが多い、表情が暗いなど
- いじめの事実は確認できないが、何かがありそうな気配がする。

レベル2

- 仲間はずれ、物隠し、落書き、乱暴な言葉を受けている、グループに囲まれているのを発見したなど、軽重に関わらずいじめと思われる事象が起こっていることを把握した。

レベル3

- 本人、保護者、周囲の生徒から「いじめ」の申告があった。
- 暴力、脅迫、恐喝など大きな被害を受けた事実が判明した。



【各レベルに応じた対応】

レベル1

- ① 学年いじめ防止対策委員（学年生徒指導担当）に報告する。
- ② 学年いじめ防止対策委員は次回のいじめ防止対策委員会の会議で報告することができるように文書にまとめる。また、学年レベルでの見守りを行うなど学年内での対応を検討する。

レベル2

- ① 生徒指導主事に文書で報告する。（指導主事がない場合は管理職に報告する）
- ② 生徒指導主事は管理職への報告とともに、学年いじめ防止対策委員と対策を検討する。
- ③ 次回のいじめ防止対策委員会の会議で諮る。

レベル3

- ① 生徒指導主事に文書で報告する。（指導主事がない場合は管理職に報告する）
- ② 生徒指導主事は管理職への報告とともに、直ちにいじめ防止対策委員会を開き、対策を検討する。
- ③ 緊急の職員会議を開き、職員全体に報告する。

第5章 重大事態への対処のために

1. 重大事態の定義

重大事態とは

- 一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
ただし、相当期間は年間30日を目安とする。

【いじめ防止対策推進法第28条により】

2. 重大事態の調査と報告

[調査主体] … 学校の設置者又は学校のいずれかが主体となって調査を行う。

(1) 学校が主体となった場合

- 調査組織の設置（いじめ防止対策推進法第22条に定められる）
いじめ防止対策委員会に加え、心理、福祉など第三者の専門家の参加を図り、調査に公平性・客観性を確保するよう努める。
- 調査の実施
いじめ行為の事実確認を最優先とし、因果関係の特定やいじめの指導を急がない。
- 調査の報告
調査結果を学校設置者に報告。その際、被害生徒又はその保護者からの希望があれば生徒又は保護者の所見を添えて提出する。
学校設置者は地方公共団体の長等に報告する。

(2) 学校設置者が主体となった場合

- 学校は、設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

いじめ早期発見のためのチェックシート

いじめが起こりやすい・起こっている集団の項目

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 絶えず周りの顔色を伺う生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、
他を寄せ付けない雰囲気がある
- 教師がいないと掃除ができない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を使う雰囲気がある

いじめられている生徒の項目

- 遅刻、早退、欠席が増えた
- 特定の相手に必要以上に気を使う
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良をよく訴える
- 本意でない係りや委員に選出される
- 昼食時のおかずや飲み物をよく人にあげている
- 個人を特定する落書きをされる
- 持ち物が隠されたり壊されたりする
- 手や足に擦り傷などが目立つ
- 発言すると周囲の雰囲気が変わる
- 保健室や職員室の近くにいたがる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 成績が下がりだす
- 遊び仲間が変わった
- 弁当にいたずらされたりたべられたりしている
- 衣服が汚れていたり破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている生徒の項目

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教師の機嫌を取っている
- 教師によって態度を変える
- 周囲の生徒に必要以上に気を遣わせている
- 自分が常に悪者扱いされていると思っている
- 仲間が高圧的また威嚇するような態度をとる
- 自己中心的でボスの存在になりたがる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ

いじめ防止・解決のための観点チェックシート

いじめ対応に関する項目

- 「いじめは絶対に許さない」という意識を日ごろから持つことができていたか
- 「生徒を絶対に守る」という毅然とした態度で解決に臨んだか
- 「いじめられる方にも問題がある」と、原因を被害者のせいにしていなかったか
- 事象に対し、報告・連絡の遅延はなかったか
- 事象に対し、一人で抱え込まずに組織的に対応することができていたか
- 対応（初期対応・聴き取りの仕方・保護者対応など）に問題はなかったか
- 先入観や固定観念に縛られることなく、対応することができていたか

日ごろの取り組みに関する項目

- 教育相談等は機能していたか
- 『いじめ』についてのアンケートの結果を精査することができていたか
- 日常の教育活動の中で、子どもとの信頼関係を築くことができていたか
- 子どもたちの日常の変化に目を向けるよう努めていたか
- 強い主張をする生徒におもねる事はなかったか
- 遅刻・欠席に対して家庭との連絡を取ることはできていたか
- 子どもの言動を話題にする習慣が職場にあるか

いじめにかかわるチェックリスト

(1) いじめにかかわって学校が確実に押さえておかないといけないこと

- いじめの定義の変化を理解する。
いじめ防止対策推進法第2条「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」
※攻撃性の有無や継続性は、必要がない
- いじめのシグナルを発見した（疑いが生じた）ときは、直ちに組織対応を開始する。
- いじめのシグナルを発見した（疑いが生じた）ときの基本的な対応手順を理解しておく。

(2) いじめのシグナルを発見した（疑いが生じた）ときの基本的な対応手順

- いじめのシグナルを発見後、早急に学年主任または、生徒指導主事、管理職へ連絡し、複数対応へ移行する。
- 事案の内容（現時点）は、必ず、記録しておく。「●月●日どのようなことが起こったのか」
※記録する様式や、書き込む共有データが必要？
- 事案の発見者及び、生徒指導主事、管理職で相談し、いじめ対策委員会の招集を判断する。
- 学年会または、いじめ対策委員会を開催した場合、次の内容についてのプランニングを行う。
 - ① 進行している。いじめの進行を止める手立てについて
 - ② 事実調査の方法について（過去の気になることアンケートについても内容を確認する）
 - ③ 保護者への連絡をいつ、どのように行うか
- 役割分担した調査の実施
調査結果をうけて、事実の認定といじめにあたるか判断

(3) いじめと判断した場合の対応手順

- アセスメントを行う
(いじめの継続性や深刻さ、いじめの背景にある子どもたちの関係性、被害の程度・・・)
※学校独自のアセスメントシートを作成してはどうか？
- アセスメントに基づく、支援方針・指導方針のプランニング
- 保護者への認知をした事実、指導・支援方針の説明
- 支援方針・指導方針のプランニングの実施
- 3か月を目途にしたモニタリングのプランニング
(客観的な見守り行為、定期的な子ども・保護者への声掛け)
※学校独自のモニタリングシートを作成してはどうか？
※保護者への連絡は、2週間を目途に2回、1月を目途に2回
- モニタリングのプランニングの実施
- 記録の整理・管理。ケース会議等の簡単な議事録も必要

(4) いじめの解消の要件について

- 3か月を目途にいじめの行為が止まっている
- 子ども・保護者ともに心身の苦痛を感じていない

相談機関一覧

1. 枚方市の主な相談機関

機関名	所在地	名称	電話番号	相談日時・内容等
枚方市 教育委員会 教育支援 推進室	枚方市 車塚1丁目 1-1 輝きプラザ きらら4階	「子どもの笑顔 守るコール」 幼児・児童・生徒に 関する 電話相談窓口	いじめ専用 ホットライン (電話相談) 072-809-7867	月～金 9:00～17:00 (土日・祝日及び年末年始を除く) 教育相談員が相談を受けます。
			教育安心 ホットライン (電話相談) 072-809-2975	月～金 9:00～17:00 (土日・祝日及び年末年始を除く) 教育相談員が相談を受けます。 必要に応じて面接相談も可能(要予約)
枚方市 まるっとこ どもセンタ ー 家庭児童 相談担当	枚方市 岡東町 12-3-410 サンプラザ 3号館4階	「家庭児童相談」 子育て、親子関係 友人関係のこと など、18歳未満の 子どもに関する 様々な相談	050-7102-3221	月～金 9:00～17:30 (土日・祝日及び年末年始を除く) 家庭児童相談員が相談を受けます。 電話または来所。(要予約)

2. その他の主な相談機関

機関名	所在地	電話番号	相談日時・内容等
大阪府枚方少年 サポートセンター	枚方市 大垣内 2-15-1	072-843-2000	月～金 9:15～17:45 (土日・祝日及び年末年始を除く) 青少年の問題行動等に関する相談 教育相談員が相談を受けます。
大阪府中央 子ども家庭センター	寝屋川市 八坂町 28-5	072-828-0161	月～金 9:00～17:45 子どもや家庭についての相談 おおむね、25歳までの青少年についての相談 児童福祉司・児童心理司が相談を受けます。 電話または来所による相談
大阪府教育センター すこやか教育相談	大阪市 住吉区荻田 4-13-23	下記参照	月～金 9:30～17:30 不登校、家庭における子育て、しつけ、 進路等についての相談 児童精神科医、臨床心理士、教員経験者などが 電話で相談を受けます。 メール、FAX相談は24時間受付(回答は後日) 面接相談は学校を通して事前の予約必要

【大阪府教育センターすこやか教育相談】

- ◎ 子どもからの相談(すこやかホットライン) 電話 06-6607-7361 メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ 保護者からの相談(さわやかホットライン) 電話 06-6607-7362 メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ 教職員からの相談(しなやかホットライン) 電話 06-6607-7363 メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ F A X (共通) 06-6607-9826

